

運 営 規 程

太田熱海病院通所リハビリテーション（以下、「事業者」という。）は、介護保険法令に基づき、指定通所リハビリテーションサービス事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営等に関する事項を定め、ここに規程を設ける。

（事業の目的）

第1条 介護保険法令の主旨に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活障害の実態把握に努め、それに主眼をおいた通所リハビリテーションサービス（以下、「サービス」という。）を提供し、利用者の心身機能、活動及び家庭並びに社会への参加などの維持・向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業者の運営の方針は、次の通りとする。

(1) 当事業者は、要介護状態となった利用者の生活全般の活発化及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために以下のサービスを提供し、利用者の意思人格を尊重した平等且つ最善のサービスを提供する。また、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者、又は家族に対しその内容について理解しやすいように十分な指導及び説明を行い、同意を得られるよう努める。

- ① 通所リハビリテーションサービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の立案、策定
- ② 障害の評価
- ③ 個別リハビリテーション実施計画の策定
- ④ 癱用症候群の予防と改善
- ⑤ 基本動作能力及び日常生活動作の維持・改善
- ⑥ 社会生活能力の維持・改善（対人・社会交流の拡大）
- ⑦ コミュニケーション能力の拡大
- ⑧ 家族指導
- ⑨ その他の必要と思われる介護サービス

(2) 当事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、施設サービス事業者及び他の保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的且つ継続的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 太田熱海病院通所リハビリテーション
所在地 福島県郡山市熱海町熱海5丁目240番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者（医師）

常勤で1名を配置し、従業者及び業務の一元的管理を行う。

(2) 医師

常勤で1名以上を配置し、療養上における適切な診療・指導を行う。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

常勤でそれぞれ1名以上を配置し、機能訓練及び指導を行う。なお、常勤換算方法で1単位0.2以上を確保する。

(4) 看護職員、介護職員

常勤で計4名以上を配置（うち経験を有する看護職員1名を含む）し、健康チェック、看

- 護、介護サービスの提供を行う。
- (5) 管理栄養士
常勤で1名以上を配置し、栄養改善サービスを行う。
- (6) 調理員
常勤で4名を配置し、食事の提供に係る調理作業を行う。
- (7) その他の従業者（苦情相談等に係るソーシャル・ワーカー等）
当該事業所の実情に応じた適当数とし、苦情相談等の受付を行う。また、一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院（以下、「病院」という。）従業者は、必要に応じて当該サービスの提供に協力するものとする。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及びその他事前に指定した日は除く。
- (2) 営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時00分までとする。

（利用定員）

第6条 利用者の定員は、20名（1単位（介護予防通所リハビリテーションを含む））とする。

（利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額は、次の通りとする。

- (1) 利用者に対するサービスの内容は、個別訓練、集団指導、サービス計画目標及び利用者の希望等から医師が必要と判断した場合は、理学療法、作業療法又は言語療法（1日につき1つを実施）、日常生活動作訓練、物理療法、入浴、レクリエーション行事、家族への介助方法指導及びその他必要な介護とする。
- (2) 利用料
- ① 当該サービス費の利用料は、厚生労働大臣の定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。
- (3) 保険外費用の額
- ① 食費（食材料費＋調理費等）は、次に定められた費用の額とする。
利用者負担額 700円
- ② 理美容代、その他日常においても通常必要となるものに係る費用、レクリエーション等に係る費用であって、その利用者の負担が適当と認められるものはその実費相当額とする。
- ③ 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及び家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名捺印又は記名押印を受けるものとする。
- ④ 食費、理美容代、教養娯楽費又はその他のサービスに付随して提供されることが予定される日常生活に要する費用等については、消費税非課税対象となる。
- (4) キャンセル料
予定されているサービス利用日の前日午後5時まで（但し、前日が日曜日・祝日の場合は、直近の土曜日午後0時30分まで、又は直近の平日午後5時まで）に利用中止の連絡がない場合は、食事（昼食）の提供を受けている利用者に関し、食費相当分（¥770（税込））の費用を徴収する場合がある。

（実施地域）

第8条 当事業所の実施地域等は、次の通りとする。

- (1) 通常の実施地域
郡山市熱海町（熱海、中山、安子ヶ島、高玉、玉川及び高森地区）
- (2) 通常の実施地域を越える地域

- 郡山市熱海町石筵地区、喜久田町堀之内地区、耶麻郡猪苗代町（川桁地区及び山潟地区）、本宮市岩根地区及びその他の近隣地域
- (3) 病院バス、家族送迎又はその他の交通手段を利用する者については、実施地域を限定しない。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第9条

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定している。
虐待防止に関する担当者：管理者
- (2) 虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っている。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしている。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施している。
- (5) サービス提供中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行う。
- (6) 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての留意事項は、次の通りとする。

- (1) サービス利用開始に当たって、事前に健康診断書等による心身状態の確認をすることがある。
- (2) 送迎車が利用者宅の近隣まで向かった際には、家族等へ電話により到着予定時刻を伝え、戸口付近等での待機を要請する。
- (3) 家族による送迎で予定時刻に遅れる場合等には、当事業所に連絡することを要請する。
- (4) 流行性感冒等の感染性疾患に罹患した場合には、この期間のサービスの提供を一時中止することがある。
- (5) 利用者の当日の健康状態によっては、サービス内容の変更または中止となる場合がある。
- (6) サービスを中止した場合、同月内であれば希望日に振替利用ができる。但し、定員数分の予約がある日には振替利用はできない。
- (7) 保険料の滞納等により、保険給付金が保険者から事業者を支払われない場合は、一日あたりの利用料金（残額分）を徴収し、当事業所はサービス提供証明書を発行する。利用者は、サービス提供証明書を後日住所地である市町村へ提出し差額の払い戻しを受けることができる。
- (8) 原則として、飲食物の持ち込みは禁止する。但し、経管栄養法または胃瘻造設術を受けている利用者についてはこの限りではない。
- (9) 利用者及び家族は、当事業所が行う利用者の生活障害の実態把握に協力する。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、病院が定める火災、地震等の非常災害に関する具体的な計画に従い、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。また、避難経路を明確にするとともに、消化設備・用具、その他の非常災害に際して必要な設備・用具を設ける。

- (1) 防災対応として、非常災害に備え病院職員による自衛消防隊を編成する。
- (2) 防災訓練として、利用者の安全かつ迅速な避難誘導を常に心がけ、非常災害を想定した避難訓練を定期に実施する。
- (3) 防災責任者は管理者とし、適切な防災管理に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事故発生の防止及び発生時の対応は次の通りとする。

- (1) 事故発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (2) 利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を採るとともに、医師、家族及び管轄する市町村に連絡を行う等の適切な対応に努め、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。また、事故に至る危険性がある事態が生じた場合は、その事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。

(安全管理体制等の確保)

第13条 当事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、当事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう緊急時の対応を予め定める。

(賠償責任)

第14条 当事業者は、サービスの提供にともなって、当事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産等に損害を及ぼした場合は、誠意をもって対応し利用者に対してその損害を賠償する。

(衛生管理について)

第15条 当事業所において、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- (2) 当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
- (3) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (4) 感染症等の予防及びまん延防止のために、従業者に対して併設医療機関の感染対策指針、感染予防対策、感染拡大防止策の周知をはかり、研修及び訓練に定期的に参加させる。

(秘密保持)

第16条 当事業者は、利用者又は家族に係る個人情報について、病院個人情報保護規程により適切に取り扱う。また、従業者及び従業者であった者が、在職中はもとより退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。なお、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し利用者又は家族の個人情報を提供しない。

(苦情処理)

第17条 当事業者は、提供した当該サービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するための受付窓口を設置し、且つ第三者委員を外部に委嘱する。

(従業者研修)

第18条 当事業者は、従業者の資質向上のために定期的に研修の機会を設け、外部研修に於いてもその機会を確保するよう努める。

(掲示)

第19条 当事業者は、その施設内に運営規程の概要、従業者の勤務の体制及び利用料等の重要事項を掲示する。

(業務継続計画についての取り組み)

第20条 業務継続計画についての取り組みは次の通りとする。

- (1) 当事業所内における急激な感染症の広がりや、非常災害（自然災害等）の発生においても、非常時の体制で可能な限り通所サービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定している。非常時には業務継続計画に従って必要な措置を講

- じる。
- (2) 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施する。
 - (3) 業務継続計画は、定期的に見直しを行い更新する。

(ハラスメントへの対応)

第21条

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるように、職場内及び通所リハビリテーションサービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- (1) 当事業所は次の行為を組織として許容しない。
 - ア. 身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
 - イ. 個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
 - ウ. 意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- (3) ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第22条 居宅介護支援事業者等との連携は次の通りとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションサービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）及び保健・医療サービス提供者との密接な連携に努める。
- (2) 「通所リハビリテーション計画」は、利用者が入院してリハビリテーションを受けていた場合は、入院医療機関のリハビリテーション計画を把握したうえで、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）の作成した居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿って作成する。
- (3) サービス提供を開始するに当たり、「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対して、速やかに送付する。

(記録の整備)

第23条 当事業者は、サービス実施記録を作成し契約終了後5年間保管する。

利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録を事業者の営業時間内に当事業所にて閲覧でき、また複写物の発行を受けることができる。

附則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（市町村合併に伴う事業の実施地域名称の一部変更）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（介護報酬改定に係る事業の目的の一部変更等）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（従業者の職種及び員数の変更等）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則（営業日の変更等）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則（一部改正変更）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（第9条（高齢者虐待防止に関する事項）並びに第15条（衛生管理について）の全部改定及

び第20条(業務継続計画についての取り組み)、
第21条(ハラスメントへの対応)、第22条(居
宅介護支援事業者等との連携)の追加
この規程は、令和6年6月1日から施行する。